

例外給付の対象となる要件について

● 下記表に該当する場合、理由書の提出は不要です。ただし、必要性については、サービス担当者会議等を通じ適切なケアマネジメントにより、ケアマネージャー等が判断して下さい。

第95号告示第25号のイ

種 目	状態像	認定(基本情報)調査結果
①車いす・車いす付属品 ※次のア、イのいずれかに該当	ア 日常的に歩行が困難	基本調査1-7歩行:「3. できない」
	イ 日常生活範囲における移動の支援が特に必要	主治医から得た情報・サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネージャー等が判断
②特殊寝台・ 特殊寝台付属品 ※次のア、イのいずれかに該当	ア 日常的に起き上がりが困難	基本調査1-4起き上がり:「3. できない」
	イ 日常的に寝返りが困難	基本調査1-3寝返り:「3. できない」
③床ずれ防止用具・ 体位変換器	日常的に寝返りが困難	基本調査1-3寝返り:「3. できない」
④認知症老人徘徊感知器 ※次のア、イのいずれにも該当	ア 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある	基本調査3-1意思の伝達:「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか:「2. できない」 又は基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか:「1. ない」以外
	イ 移動において全介助を必要としない	その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査2-2移動:「4. 全介助」以外
⑤移動用リフト (つり具の部分を除く) ※次のア～ウのいずれかに該当	ア 日常的に立ち上がりが困難	基本調査1-8立ち上がり:「3. できない」
	イ 移乗の一部介助又は全介助が必要	基本調査2-1移乗:「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	ウ 生活環境において段差の解消が必要	主治医から得た情報・サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネージャー等が判断
⑥自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く) ※次のア、イのいずれにも該当	ア 排便において全介助を必要とする	基本調査2-6排便:「4. 全介助」
	イ 移乗において全介助を必要とする	基本調査2-1移乗:「4. 全介助」

※①のイ及び⑤のウについては、該当する認定調査結果がないため、「主治医から得た情報」及び「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」によりケアマネージャー等が判断する。

※⑥の対象者は要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3の被保険者

● 上記表に該当しない場合、理由書の提出が必要になります。その場合、利用者の状態像について医学的所見に基づき、下記表のⅠ～Ⅲの状態のいずれかに該当する必要があります。

I	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示25号のイに該当する者
II	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示25号のイに該当することが確実に見込まれる者
II	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示25号のイに該当すると判断できる者

[具体的な状態像や疾患の事例]

類 型	状態像の例	福祉用具の種目の例
I 頻繁な状態変動	パーキンソン病で内服加療中の「ON/OFF現象」によって、頻繁に起き上がりが困難になる状態。	特殊寝台
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態。	移動用リフト (昇降座椅子)
II 急性憎悪	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台
III 重篤化回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地により回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれ発祥のリスクが高い。	床ずれ防止用具 及び体位変換器
	人工関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要があり、畳から椅子への移乗に一部介助を要する。	移動用リフト (昇降座椅子)

※上記については、あくまでも例であり、これ以外の状態像であっても、I～IIIの状態であると判断される場合もあります。